

【千葉県知事免許から他の都道府県知事免許へ免許換え申請を行う場合】

- ① 千葉県庁へ「主たる事務所移転の変更届出書」を提出
※ 他に変更事項があれば併せて変更届出書を提出
- ↓
- ② 移転先の都道府県庁へ「免許申請書」を提出
※ 弁済業務保証金分担金納付書の写し、千葉県へ提出した変更届の写しも必要
- ↓
- ③ 移転先の都道府県庁で書類審査（審査期間は都道府県によって異なります）
- ↓
- ④ 当該都道府県庁から申請者へ免許交付通知書が送付
- ↓
- ⑤ 所属している協会へ変更手続を行う
- ↓
- ⑥ 移転先の協会が届出書控えを交付
- ↓
- ⑦ 届出書控えなどを持参して当該都道府県庁から免許証の交付を受ける
※ ⑥・⑦については、移転先の都道府県により扱いが異なります。

《 注 意 点 》

- i. 千葉県知事免許の有効期間満了間近の書換申請はお止め下さい。
- ii. 主たる事務所、移転先の都道府県内に従たる事務所もあれば、これらの外観及び内部写真、案内図、平面図が必要になります。
内部写真は、「報酬額表」と千葉県知事免許に基づいた「業者票」の設置状況も撮って下さい。但し、主たる事務所の所在地は、移転先の所在地を記載して下さい。
- iii. 免許証交付後、速やかに次の手続を行って下さい。
 - a. 「宅地建物取引業者票」にある免許番号、主たる事務所所在地等を書き換えて下さい。
 - b. 宅地建物取引士の「資格登録簿」の勤務先免許番号の変更届を提出して下さい。
この手続は、取引士証を発行した都道府県庁に対して行って下さい。